

環境大臣 丸川珠代 様

**【緊急署名】全国に被ばくを強い、環境を汚染する
「8000 ベクレル/kg 以下の汚染土を全国の公共事業で利用」方針に反対**

環境省「中間貯蔵除染土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」は、3月30日、東京電力福島第1原発事故後の除染で出た汚染土に関し、8,000 ベクレル/kg 以下の汚染土を、「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業で利用できる方針を決定しました。「周辺住民などの追加被ばく量は年間 10 マイクロシーベルトに押さえられる」としています。

しかし、原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は 100 ベクレル/kgとなっています。今回の環境省方針は、この 80 倍となります。

この検討会のもとにおかれた「放射線影響に関する安全性評価ワーキンググループ」は、非公開で実施されており、議事メモも公開されていません。そもそも、この検討会は、最終処分量を減らすため、再生利用量を増やす、ということが前提となっています。現在の無理な「除染」「帰還」路線が前提で、そのためには、国民の被ばくもやむなし、ということなのでしょう。

環境省は、「福島の復興、さらには東北の復興と日本の再生に向けた一大プロジェクトであるとともに、その成果は世界でも前例のない経験・知見として国際的な共有財産となる」と大見得をきっています。しかし、「遮蔽および飛散・流出の防止」と書いたところで、そんなことは絵に描いた餅です。管理型の処分場でさえ、周辺や地下水の汚染は避けられないのに、ましてや通常の公共事業の構造基盤に使うというのでは、汚染を防ぐことはできません。

降雨、浸食、災害などによる環境中への大量放出も懸念されます。 工事中においては、工事従事者も歩行人も被ばくします。大地震が発生すれば、道路の陥没、崩壊などがあちらこちらで発生し、汚染土がむき出しになるでしょう。 まさに、子どもも含めて、日本中の人たちを被ばくさせるために、壮大な「ナショナル・プロジェクト」にほかなりません。断じて許すわけにはいきません。



要請事項

1. 放射性廃棄物を含んだ除染土を公共事業で利用する方針の撤回を求めます。
2. 「除染」「帰還」を前提とした除染土再利用の政策を見直してください。
3. 除染のあり方、除染土の処分のあり方に関しては、福島県内外の各地の幅広い人たちの参加のもとでの検討を行うようにしてください。
4. 「放射線影響に関する安全性評価ワーキンググループ」のメンバー、議事録、全資料を公開してください。

氏名	住所

二次集約 5月15日 三次集約 5月31日 四次集約 6月30日 五次集約 7月31日

中間集約団体：	呼びかけ団体／最終集約先： 国際環境 NGO FoE Japan (認定 NPO 法人) 〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 Tel : 03-6909-5983 Fax : 03-6909-5986
---------	--

緊急署名にご協力を！

8000ベクレル/kg以下の汚染土を

全国の公共事業に再利用

という政府方針に

反対します！

なぜなら？ これは、従来の100ベクレル/kgの80倍であり、今回の熊本震災のような大地震があれば、汚染土が大量に拡散されるおそれもあるからです。

環境省は、3月30日、東京電力福島第1原発事故後の除染で出た汚染土に関し、8,000ベクレル/kg以下の汚染土を、「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業で利用できる方針を打ち出しました。

Q 8,000ベクレル/kgって、どのくらいのレベル？

原 子炉施設内であれば、「低レベル放射性物質」としてドラム缶などにつめて管理・処分されるレベルです。原子炉等規制法に基づけば、原子炉施設解体時にできるコンクリートや金属の再利用基準は、放射性セシウムでは100ベクレル/kgとされています。

今回の8,000ベクレル/kgは、その80倍に該当します。また、ストロンチウムなど、他の放射性物質については、評価・検査が行われません。そもそも、放射性廃棄物を、生活圏の中で使うことは異常です。

Q 国は「覆土などにより、被ばく量が低減できる」と言っているけど？

環 境省の検討会では、工事中の作業員・住民の追加被ばく量を年1ミリシーベルト、工事終了後の追加被ばく量を、覆土などにより年10マイクロシーベルトに抑えるとしています。しかし、その評価はこれからで、線量評価を行う「放射線影響に関する安全性評価ワーキンググループ」は、メンバーも資料も、議事録も非公開です。

Q 環境中への放射性物質の拡散は？

平 常時であっても、環境中への拡散は避けられないでしょう。今回の熊本・大分の大地震でも、あちらこちらで道路の崩落やひび割れがみられました。災害時となればなおさらです。さらに、ストロンチウムやプルトニウムなど、セシウム以外の危険な放射性物質に関しては、測定・検査がされません。

Q そうはいつても、大量の除染土はなんとかしなければならないのでは？

除 染のあり方また、除染土の処理については、総合的で幅広い議論が必要です。大量の除染土が発生した背景には、国による無理な帰還政策と、アリバイづくり的な除染があります。多くの住民は、帰還することに納得していません。まずは、帰還促進政策そのものについて、住民もまじえた議論を行うことが重要です。